

令和5年 第1回 定例会

# 枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和5年3月23日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会



令和5年3月23日（木）

令和5年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録



## 令和5年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	5
会期の決定について	5
議案第1号 枚方寝屋川消防組合消防救急基金条例の制定について	5
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	5
馬場才議員の質疑	6
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	7
馬場才議員の再質疑	7
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	7
馬場才議員の再質疑	7
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	8
議案第1号採決	8
議案第2号 令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	8
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	8
議案第2号採決	11
議案第3号 令和5年度枚方寝屋川消防組合予算	11
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	11
馬場才議員の質疑	14
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	15
馬場才議員の再質疑	15
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	16
議案第3号採決	16
議案第4号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の 制定について	16
議案第5号 枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全 部改正について	16
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	16
議案第4号、議案第5号採決	19
議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部 改正について	19
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	19

議案第 6 号採決 .....	20
議員提出議案第 1 号 枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する 条例の制定について .....	21
村上順一議員の提案理由の説明 .....	21
議員提出議案第 1 号採決 .....	24
一般質問 .....	24
前田富枝議員の質問 .....	24
若手職員の離職と給与について .....	24
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁 .....	25
前田富枝議員の再質問 .....	26
若手職員の離職と給与について .....	26
藤中明広消防長の答弁 .....	27
伏見隆管理者の答弁 .....	28
前田富枝議員の再質問 .....	28
若手職員の離職と給与について（要望） .....	28
松岡ちひろ議員の質問 .....	28
枚方消防署の整備について .....	28
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁 .....	29
松岡ちひろ議員の再質問 .....	29
枚方消防署の整備について .....	29
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁 .....	30
松岡ちひろ議員の再質問 .....	30
枚方消防署の整備について（要望） .....	30
伏見隆管理者閉会の挨拶 .....	30
藤田幸久議長閉会の挨拶 .....	31
閉会（午前11時30分） .....	31

# 令和5年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和5年3月23日（木）

## 出席議員（16名）

1番	井川	晃一	7番	野々下	重夫	13番	松岡	ちひろ
2番	岩本	優祐	8番	野村	生代	14番	村上	順一
3番	漆原	周義	9番	馬場	才	15番	八尾	善之
4番	岡市	栄次郎	10番	福田	篤志	16番	山口	勤
5番	奥	大輔	11番	藤田	幸久			
6番	西尾	勝成	12番	前田	富枝			

## 地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	中井	正明
副管理者	広瀬	慶輔	枚方消防署長	足立	隆儀
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	中井	義弘
会計管理者	石田	智則	寝屋川消防署長	眞先	良次
消防長	藤中	明広	枚方市危機管理部長	竹島	弘光
消防次長兼総務部長	伊藤	高博	寝屋川市危機管理部長	林	竜也
消防次長兼予防部長	島村	忠			

## 議 事 日 程（令和 5 年 3 月 23 日 午前 10 時 00 分開会）

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第 1 号 枚方寝屋川消防組合消防救急基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 令和 4 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 3 号 令和 5 年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第 5 議案第 4 号 枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例  
の制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の  
全部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一  
部改正について
- 日程第 8 議員提出議案第 1 号 枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の  
制定について
- 日程第 9 一般質問

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 大 西 康 之



(午前10時00分)

○藤田幸久議長 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、年度末のご多用のところ、消防組合議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和5年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和5年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年度末で何かにご多用のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、本消防組合職員が逮捕された不祥事について、議員の皆様をはじめ、市民の皆様にも多大なご心配とご迷惑をおかけするとともに、市民の皆様の信頼を大きく裏切ることとなりましたことを心からおわび申し上げます。今年度も組織として不祥事撲滅を最重要課題として取り組んでいる中で、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、再発防止と綱紀粛正の徹底に努めるとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

さて、本消防組合では、来年度から第5次将来構想計画をスタートし、目指すまちの姿として掲げた「安全・安心を実感できるまち」の実現に向け、様々な施策を着実に進めてまいります。

まず、近い将来、高い確率での発生が予測されている南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な災害に備え、地域の防災意識の高揚と自助共助の意識を醸成し、地域防災力の強化に向けて取り組んでまいります。

巨大地震が起きた場合、多くの火災が発生することも想定されます。また、今年に入り、住宅火災によって既にお一人が残念ながら亡くなっていることもあり、有事に限らず、平時からも高齢者宅を中心に、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策を推進してまいります。

次に、老朽化する署所の整備につきましては、構成両市の公共施設の整備方針や人口動態等も踏まえて関係部局と協議し、消防防災体制の強化を図ってまいります。

一方、昨年の救急件数は4万件を突破し、過去最多となりました。10年前と比較して1万2,000件以上増加している状況であり、高齢化の影響によって、今後も救急需要

が増加すると考えられます。

こうしたことから、次年度は消防力適正配置等調査を予定しており、調査結果も踏まえて、署所、車両、人員の配置や救急需要対策に取り組んでまいります。

また、近年、新型コロナウイルスの影響により、国民生活や経済活動維持の観点からデジタル化が加速しました。本消防組合といたしましても、時代の流れに立ち後れることがないように、消防分野におけるDXを推進し、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化によって職員が最大限の力を発揮することができるスマートな消防行政を推進してまいります。

さらに、ここ数年、若手職員の離職が増加傾向にあります。働き方改革や研修制度の見直しなどの人材育成を充実させ、全ての職員がやりがいを持って働くことができる、魅力あふれる職場環境の整備に努めてまいります。

第5次将来構想計画の各事業の進捗等につきましては、今後、全員協議会等において適宜報告してまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は令和4年度消防組合補正予算や令和5年度消防組合予算をはじめ、各種条例の制定・改廃等の議案を提出させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

結びに当たり、この1年間、消防行政の運営にご理解、ご協力をいただき、議員の皆様のご労苦に深く感謝を申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○藤田幸久議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、職員から諸般の報告をさせます。

○大西康之事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和4年度11月分及び12月分をお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤田幸久議長 ただいま報告をさせましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第83条に基づく本定例会の会議録署名議員について、7番野々下重

夫議員、8番野村生代議員の2名を指名します。

次に、職員から議事日程の報告をさせます。

○大西康之事務局長 議事日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 枚方寝屋川消防組合消防救急基金条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第3号 令和5年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について
- 日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第9 一般質問

以上です。

○藤田幸久議長 ただいま報告させました議事日程により会議を進めます。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

日程第2 議案第1号 枚方寝屋川消防組合消防救急基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第1号 枚方寝屋川

消防組合消防救急基金条例の制定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案の条例の制定につきましては、枚方市内在住の市民から、枚方寝屋川消防組合に対して寄附を行いたいとの申出があり、令和4年12月20日付で寄附金6,000万円を収受したことから、当該寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

それでは、制定内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

第1条は本条例の設置目的を、第2条は基金の積立てについて定めるものでございます。

第3条は基金の管理、第4条は基金の運用から生じる運用益金の処理について、第5条は基金の繰替運用について、それぞれ定めるものでございます。

第6条は基金の処分について、第7条は管理者への委任について定めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第1号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

馬場議員。

○馬場才議員 本条例について、何点か確認をさせていただきます。

第3条には、「基金に属する現金は、金融機関への預け入れ、確実かつ有利な有価証券の買入れその他最も確実かつ有利な方法により保管し、運用しなければならない」とありますが、どのような運用を考えておられるのか、お示してください。

また、確実性、そして有利性というのをどのように担保されているのかをお答えください。

また、次に、提案理由の説明の中で、枚方在住の方から6,000万円の寄附があったという説明がありました。この6,000万円の使い道、用途について、何をいつ頃購入するのか、どのようにするのか、計画があるのならばお示してください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

まず、寄附金の使途についてですが、寄附者は救急医療関連への活用を希望されていることから、最も寄附者のご意向に沿える内容での活用を検討しているところであり、時期につきましては、令和5年度中のできる限り早い時期を予定しております。

次に、基金の運用についてですが、次年度での活用も視野に検討を行っている関係から、払戻しが容易で預金保険制度の対象となる決済用預金への預け入れが現状、最も確実かつ有利な方法であると考えております。

○藤田幸久議長 再質疑はありませんか。

馬場議員。

○馬場才議員 答弁では決済用預金への預け入れということでした。この決済用預金は金利がつかないので、有利性という部分では少しないんじゃないかな、そんなふうに理解をさせていただきます。

条例内容には、確実かつ有利な運用をしなければならない、こんなふうになっていますので、少し整合性には課題があるのかなと思いますけど、そこら辺はどのようにお考えでしょうか、お示してください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 馬場議員の2回目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回預け入れを予定している決済用預金は金利はつきません。これは先ほど答弁させていただいたとおり、次年度での取崩しも視野に検討を進めていましたことから、払戻し等に対応する流動性を確保した上で、預金保険制度の対象となる決済用預金が最も確実かつ有利と判断したものです。

○藤田幸久議長 再質疑はありませんか。

馬場議員。

○馬場才議員 確実性というのはよく理解できます。ただ、有利というのが、確実かつ有利というのが、少し私の中ではまだちょっと整理ができませんが、一定は理解はさせていただきます。

最後、3回目は寄附金の使途についてです。早ければ令和5年度中ということでご

ございますが、基金を活用して何か購入する場合、議会の承認というのは必要になるのでしょうか。その点、お示しいたきますようお願いいたします。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 馬場議員の3回目のご質問にお答えいたします。

寄附金の使途を決定し、消防組合予算として支出を行うには、消防組合議会に補正予算案を提出し、議会の議決を得る必要があることから、議会での審議を要するものと認識をしております。

また、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当する場合は、併せて議会の議決を要するものと認識をしております。

○藤田幸久議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第2号 令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人件費の増額をはじめ、燃料費及び光熱水費の高騰に伴う増額、長期債利子の精算などを合わせまして、増額補正をお願いするものです。

それでは、恐れ入りますが、議案書 4 ページをお開き願います。

第 1 条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 5,976 万 8,000 円を増額いたしまして、補正後の総額を 74 億 5,499 万 4,000 円とするものでございます。

次に、第 2 条 地方債の補正につきましては、議案書 6 ページをお開き願います。

「第 2 表 地方債補正」に基づきまして、ご説明申し上げます。消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の 8,860 万円から 250 万円減額いたしまして、8,610 万円に変更するものでございます。

続きまして、8 ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金につきまして、5,230 万 1,000 円を増額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を 3,561 万 5,000 円、寝屋川市負担金を 1,668 万 6,000 円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、第 3 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金を 166 万円減額するものでございます。これは、緊急消防援助隊用車両として申請しておりました救急車 1 台の国庫補助金を、契約確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、第 4 款 府支出金、第 1 項 府負担金を 23 万 4,000 円増額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しています本消防組合職員の今年度の人件費相当額を人事院勧告により増額するものでございます。

次に、第 6 款 寄附金を 6,000 万円増額するものでございます。これは、枚方市内在住の市民から枚方寝屋川消防組合に対して寄附を行いたいとの申出があり、寄附金 6,000 万円を受けたことに伴うものでございます。

次に、第 7 款 諸収入、第 2 項 雑入を 16 万 5,000 円増額するものでございます。これは、本消防組合から枚方市及び市立ひらかた病院へ派遣しています職員の今年度の人件費相当額を人事院勧告により増額するものでございます。

続きまして、10 ページをお開き願います。

第 8 款 組合債、第 1 項 組合債を 250 万円減額するものでございます。これは、消防車両購入に係る契約確定に伴うものでございます。

第 9 款 繰越金、第 1 項 繰越金につきましては、令和 3 年度歳計剰余金 5,122 万

8,000円を新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書12ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を1億6,149万6,000円増額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では、職員変動及び人事院勧告に伴う給与引上げなどにより2,057万3,000円を増額、職員手当等につきましても、救急出動件数の増加による時間外勤務手当や特殊勤務手当の増額、早期退職者の増加による退職手当の増額などにより、9,820万9,000円を増額するものでございます。また、共済費におきましては、早期退職者の影響及び追加費用の率の変更等により、3,044万4,000円を減額するものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

需用費では、燃料費及び光熱水費の高騰に伴い1,117万7,000円の増額、役務費の手数料で59万7,000円、委託料で396万4,000円、使用料及び賃借料で9万7,000円を、契約確定などに伴いましてそれぞれ減額、負担金、補助及び交付金では、構成市からの派遣職員の人件費を計上したことにより、871万4,000円を増額するものでございます。

また、積立金として、枚方市内在住の市民の方から受けた寄附金6,000万円を基金に積み立てるものでございます。

非常備消防費の需用費では、光熱水費で11万2,000円の減額、使用料及び賃借料で41万3,000円を減額するもので、内訳といたしましては、枚方市で25万円、寝屋川市で16万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

消防施設費の備品購入費では、消防車両購入に係る契約確定に伴い、155万円を減額するものでございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、172万8,000円を減額するものでございます。

18ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、22ページと23ページに「地方債に関する調書」を、24ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。



○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 令和5年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第3号 令和5年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和5年度につきましては、本消防組合の最上位計画である「第5次将来構想計画」をスタートさせる年度となっております。大規模化する自然災害や新型コロナウイルス感染症、さらにはロシア、ウクライナ情勢など、先を見通しにくい将来において、持続可能な消防体制を確保し、市民に「安全・安心」を実感していただくためには、同計画に掲げる施策を着実に進めていく必要があることから、それら施策の諸経費等を計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ74億608万2,000円と定めるものでございます。内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為をご覧ください。

財務会計システム端末賃貸借としまして、限度額4万9,000円、感染防止衣賃借としまして、限度額999万7,000円を設定しております。

次に、第3表の地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして、限度額2億4,450万円を設定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに74億608万2,000円でございます。前年度と比較いたしますと、1億1,085万6,000円の増額になっております。

それでは、歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金は、構成両市における令和4年9月末日現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が70億9,316万6,000円の負担金となっております。

その内訳は、枚方市負担金が42億8,004万2,000円で、案分比率は60.9802%でございます。寝屋川市負担金は27億2,777万9,000円で、案分比率は39.0198%でございます。消防指令業務の共同運用に係る交野市の負担金は8,534万5,000円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして、1,078万4,000円の収入を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用登録車両として申請しております消防ポンプ自動車の車両購入に係ります国庫補助金としまして、966万9,000円の収入を見込んでおります。

第4款 府支出金、第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1人の人件費相当額790万5,000円を、第2項 府補助金は、ヘリコプ

ター運営補助金としまして918万1,000円を見込んでおります。

第5款 財産収入、第1項 財産売払収入は、車両等の売払いといたしまして291万7,000円を見込んでおります。

第6款 寄附金、第1項 寄附金100万円、第7款 諸収入、第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

次に、20ページをお開き願います。

第2項 雑入は2,694万1,000円で、防火管理講習会の受講料収入などの収入見込みに加えまして、構成市への職員の派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

第8款 組合債、第1項 組合債は、消防自動車の購入及び消防情報システム整備事業に係ります消防防災施設整備事業債で2億4,450万円を計上しております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き、歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費、第1項 議会費355万6,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費113万3,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費16万1,000円は、監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費、第1項 消防費は68億8,276万円で、前年度と比較しまして、1億8,070万円の増額となっております。

その主な内容をご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。

人件費につきましては、給料は25億504万8,000円で、職員変動及び人事院勧告に伴いまして、3,767万2,000円の増額、また、職員手当等は21億1,540万3,000円で、定年延長により、退職者が前年度の12人からゼロになること等によりまして、1億5,000万3,000円の減額となります。

29ページをお開き願います。

共済費は10億478万3,000円で、人件費総額といたしましては、前年度より5,191万2,000円の減額となっております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして、145万4,000円の予算を計上しております。

第3目 消防施設費では、消防ポンプ自動車3台、救急車3台の購入、寝屋川消防署の冷暖房機更新工事などで、2億8,535万2,000円の予算を計上しております。

第4款 公債費、第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借入れ分に要する元金及び利子としまして5億847万2,000円で、対前年度比6,984万4,000円の減額となっております。

第5款 予備費、第1項 予備費は1,000万円を計上しております。

最後に、50ページ以降に給与費明細書、56ページに債務負担行為に関する調書、59ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、62ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

馬場議員。

○馬場才議員 予算書の内容について、数点確認をさせていただきたいと思います。

予算書33ページ、4(1)アにヘリコプターの負担金約1,800万とあります。支払い先とその案文の内容をお示してください。

次に、予算書の35ページ、6(1)カにバイスタンダー見舞金5万円、これ、昨年度もありましたけど、について、具体的に内容をお示しいたいただきますようお願いいたします。また、この見舞金、支出した実績がありましたら、有無について、内容もお示しいたいただきますようお願いいたします。

最後は、35ページの7(2)コ、ドクターカー負担金約6,680万、支払い先とその内訳についてお示しいたいただきますようお願いいたします。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

まず、ヘリコプター負担金の支払い先は大阪市となります。また、案分方法についてですが、ヘリコプター運営費総額の2分の1を大阪市が負担し、残り2分の1をさらに大阪府内32市で均等割20%、住民基本台帳による人口割40%、標準財政規模による財政規模割40%で案分したものとなっております。

次に、バイスタンダー見舞金についてですが、これは、けが人や急病人が発生した場合、その付近に居合わせた市民（人）をバイスタンダーと呼び、そのバイスタンダーが応急手当てを実施した際、けがや病気をされた方の血液等に直接接触してしまい、感染症に罹患するおそれがある場合に、感染症の検査費用として見舞金2万5,000円をお支払いするものです。過去に見舞金を支出した実績については計3件ございまして、内訳については、令和2年度に1件、令和3年度に2件となっております。

最後に、ドクターカー負担金の支払い先は関西医科大学附属病院で、負担金6,682万円の内訳についてですが、ドクターカー医師人件費として2,852万円、高度救命救急センターにおける維持管理等運営諸経費として3,830万円となっております。

○藤田幸久議長 再質疑はありませんか。

馬場議員。

○馬場才議員 バイスタンダーの詳細、お答えいただきました。一次救命救急処置ということで、これをしていただける市民の方が多ければ多いほど、市民の命を守るということに直結することと思います。勇気あるこういう行動を少しでも安全・安心に行っていただくというような見舞金の制度なんかは非常に重要なこと、評価もさせていただきます。また今後、しっかりとこういうこととか、AEDとか、様々市民の協力をいただけるような周知もしていただきますように要望はさせていただきます。

あと、ヘリコプター負担金の支払い先、案分内容については理解させていただきました。過去に我々組合のほうでヘリコプターの利用実績というのはどれぐらいあるのかということをお示しいたいただきますようお願いいたします。また、利用に際しては実費の負担もあるのか、また、利用した実績割合などの負担金が増えるというようなことがあるのかもお示しくください。

あと、負担割合もお示しいたいただきました。これによってヘリコプターの負担金1,836万2,000円の枚方市と寝屋川市の内訳もお示しいたいただきますようお願いいたします。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 馬場議員の2回目のご質問にお答えいたします。

ヘリコプターの利用実績としましては、災害対応で過去5年中に3件の要請実績がございます。内訳といたしましては、令和2年度に1件、令和3年度に2件で、いずれも水難救助事案での要請となっております。

また、利用した場合の実費負担、使用した実績割合による負担金の増減はございません。

最後に、ヘリコプター負担金の内訳ですが、枚方市が1,121万円、寝屋川市が715万2,000円となっております。

○藤田幸久議長 それでは、他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま一括上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第5号 枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について、順次提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、通称「デジタル改革関連法」により、国・地方公共団体、民間事業者等

における個人情報保護制度が改正後の個人情報の保護に関する法律に一本化され、本消防組合の個人情報保護制度の根拠が現行条例から改正法に移行されることから、これに必要な条例の制定改廃を行うに当たり、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、まず、議案第4号 枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の25ページをお開き願います。

本議案は、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、必要な事項を定めるものでございます。

考え方といたしまして、現行制度が市民にとって望ましいものについては、可能な範囲において維持するという考えの下、規定を整備するものでございます。

それでは、順次、条文に沿ってご説明いたします。

26ページをお開きください。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条では、用語の定義について、改正法の適用がある本消防組合の全ての機関を一括して実施機関と表現することなどを、第3条は、開示決定等の期限等を定めるものでございます。

開示請求があった場合の決定期限につきまして、改正法では30日以内とされているところでございますが、現行の条例と同じ15日以内とする旨を第1項において定めるほか、保有個人情報の開示請求、訂正請求等があった場合の決定期限につきまして、現行条例よりも改正法のほうが長いものにつきまして、現行条例と同じ期限に短縮することを定めるものでございます。

27ページに移りまして、第4条は、訂正請求権及び利用停止請求権を改正法よりも広く認めるため、前もって開示決定を受けることを要件とする改正法の規定を適用しないこと、第5条は、開示請求等についての手数料は引き続き無料とするとともに、文書の写し等の作成等に要する実費については負担を求めること、第3項では、経済的困難その他特別の理由がある場合における減免について定めるものでございます。

第6条は、個人情報ファイルの保有状況を明らかにするため作成するファイル簿の取扱いについて、改正法よりも拡大することなどを定めるものでございます。

第7条は、制度の運用状況について、現行制度と同様に毎年度公表すること、28ペ

ージに移りまして、第8条は、条例の施行に関し必要な事項についての委任規定でございます。

続きまして、附則でございますが、施行期日といたしましては、令和5年4月1日とするものでございます。

第2項につきましては、経過措置として、この条例の施行の際に現に保有している個人情報ファイルについて、条例第6条第3項の規定を準用する読替規定でございます。

第3項におきまして、枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例を廃止し、必要な経過措置を30ページの第12項まで規定しており、施行日前に行った開示請求等の手続が完結していないもの、罰則に該当するものなどは、従前の例によって取り扱うことを定めるものでございます。

続きまして、議案第5号 枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の31ページをお開き願います。

本議案は、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠等について改めるものでございます。

それでは、条文に沿って、順次ご説明申し上げます。

32ページをお開き願います。

第1条は、当審査会の設置根拠を明らかにするもので、当審査会は、情報公開及び個人情報に係る審査請求の審査を担当事務としておりますが、個人情報に係る審査請求につきましては、改正法によりまして、行政不服審査法に基づく機関へ諮問することとされたことから、地方自治法に基づく附属機関として規定していたものを改め、本条例において規定するものです。

次に、第2条は、この条例で用います用語の定義について、33ページに移りまして、第3条は審査会の組織について、第4条は委員の委嘱期間等について、第5条は臨時委員について、第6条は会長及び副会長について定めるもので、それぞれ現行の内容を引き継ぐものとしております。

第7条は会議の招集、運営方法について、34ページに移りまして、第8条は、会議において取り扱う情報の性質を鑑み、会議を非公開とすることについて、第9条は、委員の守秘義務についてそれぞれ定めるものでございます。



第10条は、調査・審議の手續について、客観的かつ効率的な審査のため、これまで運用で実施してきたものを、国の審査会設置法を参考に明文化するものでございます。

第11条は、当審査会に提出された書面の写しの交付手数料等について定めるものでございまして、枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例の規定を準用することといたしております。

35ページに移りまして、第12条は、組織及び運営に関し必要な事項について、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行期日について、令和5年4月1日とするものでございます。

第2項及び第3項は、本条例の改正に伴い、枚方寝屋川消防組合情報公開条例及び枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例につきまして、所要の整備を行うものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第4号及び第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号及び議案第5号の2件を一括して採決いたします。本2件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、国家公務員の取扱いに準じ、非常勤職員の退職手当の支給に関する規定を整備するため、枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

38ページをお開き願います。

第2条第2項の改正につきまして、非常勤職員に対する退職手当に関する条例の適用に当たっては、一定の要件を満たすものを常勤職員とみなして適用しているところですが、常勤職員について、定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上とされていたところ、当該勤務日数と要勤務日数に差がない状況等を踏まえ、要件を緩和するものでございます。

39ページをご覧ください。

第10条第2項の改正につきましては、第2条第2項の改正におきまして、「職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日」を「職員みなし日数」と定義したことに伴う所要の規定の整備でございます。

恐れ入りますが、37ページにお戻り願います。

附則でございますが、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上順一議員。

○村上順一議員 ただいま上程されました議員提出議案第1号につきまして、提案者6名を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、別冊の1ページをご覧ください。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、枚方寝屋川消防組合の執行機関においても法が直接適用されることとなるに当たり、地方公共団体の議会が法の適用除外となっていることから、消防組合議会においても、個人情報保護に係る適切な対応を取ることができるよう、条例を制定するものでございます。

条例案の考え方につきましては、全国市議会議長会の条例(例)及び構成両市議会の条例を参考に、個人情報保護法が適用される執行機関側と、適用されない議会側の取扱いに大きく差異が生じないように、執行機関側の個人情報の保護に関する法律施行条例との整合性を図るものでございます。

それでは、順次、条文に沿ってご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

第1条はこの条例の目的を、第2条では用語の定義について定めるものでございます。

5ページをご覧ください。

第3条では議会の責務について、第4条は、個人情報の利用の目的をできる限り特定し、必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないことを定めるものでございます。

6ページをご覧ください。

第5条では、個人情報の取得の際に利用目的を明示しなければならないことを定め

るものでございます。

第6条から第9条は、個人情報を取り扱うに当たり、不適正な利用や取得を禁止し、正確性を確保するとともに、安全管理のために適切な措置を講じなければならないことが定められております。

7ページをご覧ください。

第10条では、個人情報の取扱いに従事する職員等の義務を、第11条では、情報の漏えい等が発生した場合の本人への通知を義務づけるものでございます。

第12条は、例外事項に該当する場合以外は、利用目的以外の目的のために個人情報を利用または提供してはならない旨を定めるものでございます。

9ページをご覧ください。

第13条及び第14条は、個人情報や個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求について定めるものでございます。

10ページにかけての第15条は仮名加工情報の取扱いに係る義務を、第16条は匿名加工情報の取扱いに係る義務を定めるものでございます。

11ページをご覧ください。

第17条は、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関して必要な事項を定めるものでございます。

13ページをご覧ください。

第18条は、個人情報の開示請求権について定めるもので、第19条では開示請求に係る手続を、13ページから15ページにかけての第20条では、同条に定める不開示情報に該当する情報以外は開示請求者に対して開示しなければならない義務を定めるものでございます。

16ページをご覧ください。

第21条は、個人情報に不開示情報が含まれている場合の部分請求について、第22条は、個人の権利利益の保護のために特に必要があると認めるときには、消防組合議会が裁量的に個人情報を開示できることを、第23条は、開示請求者に対して、情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、当該開示請求を拒否することができる旨を、第24条は開示請求者に対する措置を定めるものでございます。

17ページをご覧ください。

第25条は、開示決定の期限を定めるものでございます。なお、開示決定の期限につ

いては、執行機関の条例との整合を図り、開示請求があった日から起算して15日以内に決定するものとし、その他事務処理上の困難な理由等があるときは、30日以内限り延長できることを定めております。

第26条は、開示請求された個人情報に第三者の個人情報が含まれている場合には、第三者に対して意見書を提出する機会を付与することができ、また、特定の場合には機会を付与しなければならないことについて定めるものでございます。

18ページをご覧ください。

第27条は開示の方法について、第28条は、ほかの法令による開示との調整について定めるものでございます。

19ページをご覧ください。

第29条は開示請求に係る手数料について定めたもので、手数料は無料とすること、公文書の写しの作成や送付などの実費分は請求者が負担すること、経済的困難等の理由がある場合には減免できることを定めるものでございます。

19ページの第30条から21ページの第35条までは、個人情報の訂正請求について定めたもので、第34条において、訂正決定の期限が、訂正請求があった日から起算して30日以内とされること。第35条において、個人情報の訂正を実施した場合で、必要があると認めるときは、提供先に対して通知することが規定されているほかは、おおむね開示請求と同様の規定となっております。

第36条から22ページの第40条にかけては、個人情報の利用停止請求について定めたもので、内容については、開示請求及び訂正請求とおおむね同内容であることから、説明を省略させていただきます。

23ページの第41条から24ページの第43条までは、審査請求について定めたもので、第41条では、行政不服審査法第9条第1項に規定する審理手続を適用しないことを、第42条では、審査会への諮問に係る手続とそれに伴う読替を、第43条では、第三者からの審査請求を棄却する場合の手続をそれぞれ定めたものでございます。

第44条は、個人情報のうち、まだ分類や整理が行われていない情報については、議会に保有されていないものとみなすことを定めるものでございます。

25ページをご覧ください。

第45条は、開示請求等を容易かつ的確に実施することができるよう適切な措置を講ずること、第46条は、個人情報等の取扱いに係る苦情に対して適切かつ迅速な処理に

努めなければならないことを定めるものでございます。

第47条は、本条例の運用状況を毎年度公表すること、第48条は、本条例の委任について定めるものでございます。

第49条から26ページにかけての第53条は、本条例に違反した場合の罰則を定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、慎重ご審議の上、ご可決賜りますことを切にお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 一般質問を行います。

一般質問については、前田富枝議員、松岡ちひろ議員から通告がありました。

まず初めに、前田富枝議員の質問を許可します。

前田議員。

○前田富枝議員 質問の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

若手職員の離職についてです。

ここ数年、若手職員の離職が多くなっているとお聞きをしています。高い志を持って枚方寝屋川消防組合に入ってください、半年間の消防学校での初任教育を経て実務に就き、組織としてもこれまで手塩にかけて育成されてきた方々が、様々な事情があるかとは思いますが、消防組合をお辞めになられるということは大変悲

しいことだと思っています。

また、現場対応能力や安全管理面の低下などを考える上で、離職者の増加は大きな損失となることはもちろんなんですけれども、これから様々な経験をされ、成長をされ、消防組合を引っ張っていくべき若手職員が離職されることは、組織の士気低下にもつながってしまいます。

これまでにない人数の方が離職する事態は、消防組合にとって危機的な状態だと思われていますが、若手職員が離職される理由として、給与や処遇、職場環境、組織風土といった不満があるということをお聞きしております。

そこで、初めに、職場環境と組織風土についてなんですけれども、若手職員の離職には、休暇を取得しにくい組織風土、職場環境が1つの要因となっており、また、そのことがハラスメント生みやすい土壌になっているのではないかという声もお聞きをしております。離職防止対策として、職場環境の整備と組織風土の改善に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞きします。

次に、給与・処遇についてです。

本消防組合では令和3年3月30日の消防組合議会定例会におきまして、総務省消防庁が推進する公安職給料表の一部を採用した消防職給料表の適用並びに職務のスリム化などを盛り込んだ給与条例の一部改正が行われ、一定の処遇改善が図られたはずで

す。しかしながら、本消防組合では、全職員の8割を占める交替制職員に対する休日勤務手当の支給日数が少ないことによって、他市との給与格差が発生しているとお聞きをしております。

本消防組合の休日勤務手当の支給日数は、他市と比較してどのような状況なのか、お聞きします。

また、そのことによって、収入面でどれくらいの格差が生じているのかお聞きします。

また、離職防止対策として、給与・処遇面の改善に向けて、今後どのように取り組んでいくおつもりなのか、お聞かせください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 前田議員のご質問にお答えします。

組織風土や職場環境の改善に向けて、まず、職員のワーク・ライフ・バランスと仕事と子育ての両立を実現させるために、休暇等によって人員が不足した際の柔軟な業務応援体制を整備し、若手職員が年次休暇等を取得しやすい職場環境を整備してまいります。

また、職場におけるハラスメントを根絶するために、相談制度の強化、定期的なミーティング、管理職員に対する研修を充実させるなど、組織風土の改善に取り組んでいるところです。

次に、給与面です。議員ご指摘のとおり、本消防組合の給与は、初任給ベースでは大阪府下で8番目の水準であり、決して低い状況ではありませんが、他市と比較して休日勤務手当の支給日数が少ない状況です。休日勤務手当の支給対象となる休日は21日となりますが、本消防組合では手当の支給日数を7日としており、それ以外の日については、あらかじめ日勤日を休日の代休日としているところです。

大阪府下の消防本部では、大阪市、堺市、吹田市、東大阪市、八尾市などが21日、豊中市が14日、茨木市が12日、守口市、門真市が10日となっており、他市と比較して年間で約15万円から30万円収入が少なくなっている状況です。

給与・処遇面での離職防止対策として、休日勤務手当の支給日の拡充と、その勤務日を活用した各種取組の推進について、構成両市に働きかけているところです。

○藤田幸久議長 再質問はありませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 お答えいただき、ありがとうございます。

職場環境整備と組織風土の見直しについてなんですけれども、部長おっしゃったとおり、取得しやすい職場環境を整備していくと、年次休暇を取るのということなんですけれども、実際問題、やはり職員数がかつかつの中で育休を取るだとか、年次休暇を取るだとかというのはなかなかハードルが高いん違うかなと思っています。この休暇を取りやすい職場環境をつくっていくために、本当にどうしたらいいのかというのもお考えをいただきたいですし、ハラスメントのない職場環境を整備していただいて、職員の皆さんがやりがいを持って働ける、職員の皆さんが活躍することができる職場の雰囲気をつくっていただきますよう要望しておきます。

次に、給料面なんですけれども、正直これだけの他市との給与格差があるというのは大変驚きました。他市と比較して、年間で15万円から30万円収入が少なくなってい



るといふご答弁でしたが、確かにこの格差を見ると、よほどこの組織が好きという方じゃない限り、多くの職員は他市に流れてしまうと思うんです。

特に、最近は何と違って転職ということに抵抗が少なくなっている状況もあります。

消防の仕事は役所の仕事と違って、今日やあしたですぐにできるものじゃありません。日々の鍛錬、訓練を重ねて、様々な災害現場での経験を積んで、ようやく1人前の消防士になるんです。給与が少ないからという理由で他市に流れてしまっていたら、これまで人材育成としてかけたお金が全てペアになるんですよ。早く何らかの対策を打たないと、枚方寝屋川消防組合、職員の皆さんがどれだけ頑張っても、辞める人は増え続けるんじゃないでしょうか。

先ほど、休日勤務手当支給日数の拡充と、増えた勤務日を活用した様々な取組についてご答弁がありましたけれども、どれくらいの拡充を考えておられるのか、勤務日の拡充によって1日当たりどのくらいの費用がかかるのか、また、増えた勤務日を活用した取組として、具体的にどのような取組を考えておられるのか、消防長にお聞きします。

また、こうした若手職員の離職状況の現状の認識について、伏見管理者にお聞きします。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

藤中消防長。

○藤中明広消防長 前田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

本消防組合といたしましては、可能であれば、全ての休日に対して手当を支給したいと思っておりますが、構成市との協議が不可欠であります。

なお、現在支給しております休日勤務手当は1日当たり約1,000万円となっております。

交替制勤務職員に割り振られる、いわゆる「日勤日」は、災害対応を行う通常の当務日とは異なるため、管内で災害が発生した場合にも、中断することなく業務を継続して実施することができます。

一方、多くの職員が休日ではなく勤務することを望んでいる中で、仮に日勤日が増えた場合は、急な職員の離職に対応するための業務のカバーや職員への研修・訓練をはじめ、地域住民を対象とした救急や防災などの講習の充実、消防団や自主防災組織

との連携強化、住宅防火・防災対策の推進などに活用することができます。また、地域課題解決のための両市の施策と連携して取り組むことが可能となり、本消防組合の組織力と地域防災力の向上を図ることができます。

○藤田幸久議長 次に、伏見管理者。

○伏見隆管理者 前田議員のご質問にお答えします。

若手職員が離職することにより、消防力の低下を招くことは大きな問題であり、その原因の1つに給与の課題があることは認識しております。

また、給与面だけでなく、消防組合が抱える様々な課題を踏まえ、組織風土の改善や働きやすい職場環境の整備を図るよう、昨年4月に消防長に強く指示しているところです。

○藤田幸久議長 再質問はありませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 それぞれお答えいただきまして、ありがとうございます。

消防長は全て、可能であったら、休日に対して手当を支給していきたい、そして、管理者もこの課題、給与の課題があるということは認識をされている。皆さんがそういうふうな危機的な状況を本当に持っていていただいているということは本当にありがたいなと思っています。

であるならば、本当にこれ、来年度、一体どうなってしまうのかなということがすごく心配なんです。近い将来、高い確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震をはじめ、あらゆる災害から市民を守るためには、消防防災体制を強化していかなければならないと思っています。

そうであるならば、本当に早急に管理者と副管理者で協議を行っていただいて早急に本当に来年度どうしていくのかということをお考えいただきたいと強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○藤田幸久議長 これにて、前田富枝議員の質問を終結いたします。

次に、松岡ちひろ議員の質問を許します。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。それでは、早速ですが、質問に入りたいと思います。

枚方市駅周辺再整備の検討が進められる中、枚方消防署の整備については、現在の

府民センター周辺のエリア、いわゆる⑤街区への移転が検討されてきたところです。これまでの消防組合議会においても、何度か枚方消防署の整備についてはご質問させていただいてまいりましたが、改めて、枚方寝屋川消防組合と枚方市との協議の経緯についてお聞かせください。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 松岡議員のご質問にお答えします。

昭和46年に建設し、老朽化が進んでいる枚方消防署の⑤街区への移転整備につきましては、これまでも関係部局と協議を重ねてまいりました。本消防組合といたしましては、消防署を整備する上で、消防防災活動の拠点となるために必要な建築構造や設備を持ち、大型の消防車両を収納することができる車庫などの機能を有するとともに、様々な災害を想定した訓練を実施することができる訓練施設と同一の敷地にあることを望んでおります。

しかしながら、⑤街区においては、訓練施設と消防署が一体となった施設の規模の敷地面積を確保することが困難であることなどから、現在、他の場所での整備について関係機関と協議しているところです。

○藤田幸久議長 再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 枚方消防署については現在、別の場所での整備について関係機関と協議をしているところだということだったんですけれども、3月3日に開催された枚方市議会の全員協議会では、枚方市駅周辺再整備計画について説明がありました。資料の中に、⑤街区に建て替えが必要な枚方消防署の一部機能を配置するという記載があり、説明に対する野口議員からの質問に対して、「⑤街区における消防機能については、安全・安心の拠点の形成に向け、枚方寝屋川消防組合と連携しながら、救急ステーションの設置の検討を行っています」という答弁がありました。

それで、少しインターネットなどで調べてみますと、救急ステーションといっても、市民研修室などもあるところなど、実に様々な機能を持っているところがありました。救急ステーションとはどのようなものをイメージされているのか、お聞かせください。また、⑤街区に救急ステーションを設置する理由をお聞かせください。

先ほど「他の場所での整備について関係機関と協議をしている」とご答弁いただきましたが、枚方消防署が現在の場所から別の場所へ移転することに伴い、今後の枚方市域の署所や人員の車両の配置についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 松岡議員の2回目のご質問にお答えします。

検討しております救急ステーションにつきましては、救急隊3人のみが勤務する出張所、いわゆる寝屋川消防署の秦出張所救急ステーションのようなイメージであり、枚方市駅周辺の救急需要に対応できるものと考えております。

今後の枚方市域の署所や車両、人員につきましては、来年度に実施する消防力適正配置等調査の結果を踏まえながら、適正な配置について検討していきたいと考えております。

○藤田幸久議長 再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それでは、3回目ですので要望にしたいと思いますが、救急ステーションは市駅周辺の救急需要に対応するための救急隊のみの勤務となることが考えられているようです。

私たち日本共産党市議団では、現在の府民センター用地については、市庁舎ではなく消防防災拠点地域として活用提案をしまいいりました。市駅周辺の地域には、災害医療センターである市立ひらかた病院や、災害拠点病院である関西医科大学附属病院が配置されており、大規模災害時には相当数の被災者が岡東中央公園など、この地域に集中することが予想されます。こうした地域の救急ステーションとは、まさしく市の救急に対してのセンター的な役割が求められるのではないのでしょうか。災害時にあらゆる救急への役割を果たせる機能を持たせていただきたいと要望をしておきたいと思っております。

○藤田幸久議長 これにて松岡ちひろ議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は年度末で何かとお忙しい中、ご提案申し上げました諸案件について慎重にご審議いただき、いずれもご可決いただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。

本消防組合の最上位計画である第5次将来構想計画に掲げる、目指すまちの姿「安全・安心を実感できるまち」の実現に向け、令和5年度も消防組合が一丸となって様々な施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続きよろしくご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○藤田幸久議長 それでは、私からも閉会に当たりまして一言ご挨拶させていただきます。

本日は年度末の何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、大変にありがとうございます。

この1年間、皆様のご支援とご協力をいただき、また、井川副議長の支えを得まして、無事議長の職を全うすることができました。重ねて御礼を申し上げます。

今後も引き続き、枚方・寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対するより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

(午前11時30分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和5年3月23日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 藤田 幸久

枚方寝屋川消防組合議会

議員 野々下 重夫

枚方寝屋川消防組合議会

議員 野村 生代